

平成15年9月26日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

東京都中小企業新製品・新技術開発補助金の交付が
事業の趣旨に反するものであるとして
必要な措置を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	野 田 和 男
同	桜 井 良之助
同	横 山 樹
同	藤 原 房 子

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請求書の提出

平成15年7月28日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 都は、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）に委託して、平成13年度東京都中小企業新製品・新技術開発補助事業（以下「本件補助事業」という。）を行っている。

イ 本件株式会社コンネット（以下「本件助成事業者」という。）は、「新パルプモールド製造システムの研究開発」として申請し、960万8,000円の助成金を受領した（開発費用の2分の1。限度額は1,000万円）。

ウ しかし、多くの部分が虚偽申請であると関係者は告発する。その中でも原材料費として申請しているダンベルピース（ドイツEOS社PA-2200の製品。ダンベルの形をしている。）は営業用のサンプルであり新製品・新技術開発とは無縁のものである。ダンベルピース代金として120万円が支払われている。

ダンベルピースが原材料でないことは、業界では常識なことであり、審査に当たった東京都立産業技術研究所及び公社が容易に分かることである。

エ 平成15年7月25日に、公社は、本件助成事業者の平成14年度分の本件同様の助成金申請に関し、詐欺未遂で警視庁に刑事告訴した。

行革110番は上記平成14年度の詐欺未遂に関しても捜査に協力してきたが、平成13年度分は助成金が既に支払われており、損害賠償請求の為に本件監査請求を提出する。

オ 本件助成事業者に支払われた平成13年度東京都中小企業新製品・新技術開発助成金（以下「本件助成金」という。）は、事業の趣旨に反するものであり、公社に対し返還請求権を行使することを求める。

カ 本件助成事業者に関する情報

本件は請求人が主張している「ダンベルピース」だけではなく、以下の申請に対しても不正の事実があるとの情報を得ているので、返還を求める。

原材料・・・パルプモールドは単価が高すぎ事実と反する。

機械設備・・・パソコンは当時、株式会社北星（以下「A社」という。）に納入されたものではない。

ソフトはEOSINT-Pなどの基本的なソフトであり、本件助成事業の対象に当たらない。

外注費・・・ソフトもA社が作成していない。

上記事実に関し「企業秘密」として非公開とされている部分が多く、請求人は独自調査で解明した不適正な部分を、現在詳細に証明することができないのが残念である。

監査委員は非公開部分を詳細に調査し、請求人の情報と照合し、不適正な部分を返還させるよう求める。

キ 本件助成事業者とA社の関係

本件助成事業対象の取引が、関係会社・関連会社で行われると不正の温床になりかねないことを危惧して、排除するとされている。

しかし、本件支払の多くは本件助成事業者の関連会社に支払われている事実があるばかりではなく、A社には、本件助成事業者社長が役員として在籍し、A社は本件助成事業者の株を保有している。

これらの事実は、申請時に調査すれば分かることであり、公社のチェックのずさんな体質が明白である。

よって、公社の責任は重大である。

ク 監査期間の正当性について

平成15年4月、本件助成事業者の事件の内部情報が請求人に届けられた。

上記事件は、本件助成事業者が申請した「平成13年度新製品・新技術開発助成事業、平成14年度産学公連携助成事業」の2件である。

当初、請求人は、14年度について独自調査を行い、警視庁万世橋署、公社にも情報提供した。万世橋署は、同年7月25日、公社からの詐欺未遂の告訴を正式に受理した。

請求人は、平成14年度事件と並行して、本件助成金の請求について調査を進めた。しかし、本件は、公社が詐欺未遂で告訴した平成14年度の事件と同様、事実を隠ぺいし、本件助成事業の趣旨を逸脱した申請・報告であり、公社のチェックでも解明することができなかった。

上記のごとく、本件は秘密裏に行われたものであり、請求人が知ることができなかったのは当然である。請求人が知ったのは本年4月、そして、調査を行い事実を確認したのが本年7月、本件監査請求を行ったのが7月28日である。よって、本件監査請求は1年を経過しているが、正当な理由があり、監査請求は適法である。

(2) 措置要求

ア 都が公社に委託した本件補助事業のうち、本件助成事業者が申請した文書、資料、成果を精査し直し、支払われた助成金の不適正な部分について、課徴金を加算して返還させることを求める。

イ 本件補助事業として公社に支出したうち、本件助成事業者に助成金として支出した960万8,000円を公社より返還させるよう求める。

4 請求の要件審査

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項は、請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

正当な理由があるときの判断は、判例によれば、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって行うべきものである(平成14年9月12日最高裁判例)。

請求期間に関して予備的調査を行ったところ、請求人が問題としている平成13年度の補助金については、平成13年11月22日に支出がなされており、平成15年

7月28日に提出された本件請求は、既に法定請求期間の1年を経過していることが認められた。

しかしながら、請求人は、本年4月に本件助成事業者に関する情報を得て、その後、調査を行い、住民監査請求を行うに足りる程度の実事を確認したのは、本年7月であると主張しているものと解される。請求人の主張に反する事実が認められないことから、上記判例に照らせば、本件請求は、1年を経過して請求したことについて、正当な理由があるものと認められる。

よって、本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認められるので、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件助成金にかかる平成13年度東京都中小企業新製品・新技術開発補助金（以下「本件補助金」という。）の交付が適正に行われたか否かを監査対象とした。

2 監査対象局等

産業労働局を監査対象局とした。

また、公社及び本件助成事業者に対し、関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申し出があったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、平成15年9月9日に産業労働局の陳述の聴取を行った。その際、請求人は傍聴人として陳述聴取会場に同席していた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 会社の概要について

会社は、その前身が昭和41年に設立され、昭和58年に現在の名称に変更し、

都内中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業への下請取引あっせん・育成支援、資金の助成、設備導入の促進支援、施設の管理運営等を行うことにより、地域経済の振興に寄与することを目的とする財団法人である。

(2) 東京都中小企業新製品・新技術開発助成事業について

東京都中小企業新製品・新技術開発助成事業は、公社が行っている助成事業で、都内の中小企業者が新製品・新技術等に関する試作、研究開発を行う場合に、必要な経費の一部を助成することにより、中小企業の技術開発力の向上を促進するとともに、新たな都市型産業の育成を図るなど、中小企業の振興に資することを目的としている。

助成率は対象経費の1/2以内で、助成額は100万円以上1,000万円以内となっている。都は当該事業に対し、企業へ交付する助成金と公社の必要経費である事務費の費用を10/10以内で公社に補助を行っている。

(3) 都から公社に交付された本件補助金の交付手続について

本件補助金の交付手続については、平成13年度東京都中小企業新製品・新技術開発補助金及び事務補助金交付要綱（以下「都要綱」という。）に従い、以下のように行われている。

ア 平成13年4月1日、都は、公社からの本件補助金の交付申請に対し、交付決定を行った。

イ 平成13年6月28日、都は、公社からの上半期分の本件補助金（管理運営費）の請求に対して264万4,000円を概算払いにより支出した。

ウ 平成13年10月26日、都は、助成事業対象企業の一部変更に伴い、公社からの補助事業内容の変更承認申請について承認を行った。

エ 平成13年11月22日、都は、公社の助成金の原資として下半期分の本件補助金1億7,325万2,000円を公社に概算払いにより支出した。

オ 平成14年5月16日、都は、公社からの本件助成事業実績報告を審査した結果、補助金額を1億2,838万6,835円と確定し、既交付額との差額4,750万9,165円を返還するよう公社に命じた。

カ 平成14年5月17日、都は公社から上記オの差額の返還を受け、同年5月20日付けで公社から精算報告を受けた。

(4) 公社から本件助成事業者に交付された本件助成金の交付手続について

本件助成金の交付手続については、準備行為を含め以下のように行われている。

- ア 平成13年2月1日、公社は本件助成事業者から本件助成金交付申請書の提出を受けた。
- イ 助成対象企業の選定は、本件助成事業者については、平成13年2月13日までに書類審査、同月21日に面接審査により、東京都立産業技術研究所（以下「産業技術研究所」という。）の研究員の技術面の審査を経て、さらに同年3月14日に総合審査会を行った結果、本件助成事業者は助成金予算額の関係から選定されなかった。
- ウ 平成13年10月26日、公社は、助成金交付決定の取り消し等により選定企業が減少したことに伴い、選定から漏れた総合評価が上位の本件助成事業者を含む3企業に対し、助成金交付決定を行った。
- エ 平成13年11月28日付けで、本件助成事業者から公社に対して中小企業新製品・新技術開発助成事業遂行状況報告書（以下「助成事業遂行状況報告書」という。）が提出された。
- オ 平成13年12月13日、公社は本件助成事業者に対し中間検査を実施した。
- カ 平成14年2月28日付けで、本件助成事業者から公社に対して中小企業新製品・新技術開発助成事業実績報告書（以下「助成事業実績報告書」という。）が提出された。
- キ 平成14年3月19日及び同月28日、公社は本件助成事業者に対し完了検査を実施した。
- ク 平成14年5月10日、公社は本件助成事業者からの請求にもとづき本件助成金960万8,000円を本件助成事業者に交付した。

2 産業労働局の説明

(1) 本件助成事業者に対する助成金の支出について

都は、平成13年11月22日付けで、公社へ助成金の原資として本件助成事業者分を含む21企業分1億7,325万2,000円を補助金として支出した。

助成事業の選定は、産業技術研究所などの専門機関の研究員などに申請書の書類審査、面接審査を依頼し、技術面の審査を行い、さらに総合審査会を経て交付企業の選定が行われた。

本件助成事業者の研究開発は、金型（パルプモールド抄型）を自動的に作成するシステムの開発を目指したものである。従来、卵などに使用される紙状の梱包材（パルプモールド）の成形に使用する金型は、鋳物で型を造り、手作業により表面に多

くの細孔を空け、更に金網を張る必要があった。これを、三次元C A Dと光造形装置を用いることにより、金網を必要としない穿孔された金型を作成するシステムの開発を目指したものである。

会社は、本件助成事業者の研究開発に対して、平成13年10月26日に助成金の交付決定、同年12月13日に中間検査、平成14年3月19日及び同月28日に完了検査を行い、同年5月10日付けで助成金額960万8,000円を支出している。

(2) 本件助成事業者に対する調査について

本件助成事業者に対する平成13年度分助成については、上述のとおり既に会社が完了検査を行って確認したところである。しかし、会社が本件とは別の補助事業である平成14年度中小企業経営・技術活性化助成事業における共同開発助成事業（産学公提携。以下「平成14年度共同開発助成事業」という。）について本件助成事業者に交付決定した助成金について、不正の疑いが生じ交付決定を取り消すとともに、平成15年7月25日に警察当局に告訴を行った。

都は平成15年7月8日、平成13年度の助成事業についても、助成事業遂行の状況、その後の会社の動向、助成金返還の理由と背景の解明などを目的に、本件助成事業者をはじめ、本研究開発に伴う機器・資材等の納入企業や外注先企業に対する調査を実施するよう会社に指示を行った。

会社はこの指示により平成15年7月10日から管外出張を含め、訪問調査や電話による聞き取りなどの調査を行った。都は、同年8月26日までに会社から適宜報告を受け、その結果明らかとなった内容は以下のとおりである。

ア ダンベルピースについて

ダンベルピースは、J I S（日本工業規格）で定めている引っ張り試験で使用されるもので、ダンベルピースそのものが原材料となり、何かが出来上がるというものではない。本件助成事業者はパルプモールド抄型を作る素材の物性を確認する試験を行うため、パルプモールド抄型と同じ材質の素材を使い、4つの積層方向（縦、横、水平及び斜め）で造形されたダンベルピースを各100個（合計400個）購入したものである。

会社は、助成金の対象経費区分である「原材料・副資材費」の副資材に該当するとし対象経費として認めた。

「原材料・副資材費」は、試作品の構成部分又は実験用に消費される原料及び材料の購入に要する経費として、会社は平成13年度東京都中小企業新製品・新技術

開発助成事業助成金交付要綱（以下「公社要綱」という。）で定めている。

なお、本件助成事業者がこのダンベルピースを営業用サンプルとして配布しているということの事実確認はできていない。

イ パルプモールド抄型について

請求人は、「パルプモールドは単価が高すぎ事実と反する。」と指摘しているが、パルプモールドは、紙状の梱包材のことであり、請求人はパルプモールド抄型のことを指しているのではないと思われる。

パルプモールド抄型は、前記（1）「本件助成事業者に対する助成金の支出について」で説明したとおり、本システムにより造形してできる金型のことである。

金額については、本件助成事業者が光造形装置を有するB社に6個のパルプモールド抄型の造形を依頼したものであり、言わば特注品であり高い安いは論じにくいものである。

ウ パソコンについて

請求人の「パソコンは当時A社に納入されたものではない。」との指摘については、公社は平成14年3月28日に行った本件助成事業者における完了検査において、パソコンの現物及び納品書等を確認した。

エ 基本的なソフトについて

請求人の「ソフトはEOSINT-P（光造形装置）などの基本的なソフトであり、本件助成事業の対象に当たらない。」との指摘については、システム開発に必要なソフトウェアであれば、基本的なソフトウェアについても助成対象として認めている。

オ A社のソフト開発について

公社は完了検査において、本件助成事業者とA社との間で結ばれた抄型ソフトウェアの開発契約などの関係書類及び契約に基づいて開発されたソフトウェアを確認した。

カ 関係会社・関連会社との取引について

助成金交付決定企業に示した「助成事業の手引書」には、助成対象外経費として「親企業、子会社、グループ企業等関連会社からの物品購入や外注委託」と記述されている。

A社は本件助成事業者の株を3.8%所有しているが、公社は取引上の影響は少ないと判断して、助成対象経費と認めたものである。

以上述べたとおり、現時点まで不正の事実が確認されていないことから、公社が本件

助成事業者に対し助成金交付要綱に従って交付決定の取消し及び課徴金（違約加算金）の請求を行うことは困難である。

(3) 本件助成事業者から平成13年度の助成金が返還されたことについて

平成15年7月3日、公社に本件助成事業者より平成13年度の助成金960万8,000円と同額が振り込まれた。公社は電話、会社訪問、文書により返還意思を本件助成事業者に対し確認したところ、平成15年8月26日付けの文書により、平成13年度の東京都中小企業新製品・新技術開発助成制度で交付された助成金を返納する意思を伝えてきた。

公社は本件助成事業者からの返還意思の確認ができたこと、調査では不正が発見されないこと、さらに顧問弁護士の意見により、現時点では助成金の辞退による自主返納として処理することと判断した。このことにより公社は平成15年8月26日付15東中企総第825号で、都へ助成金の原資である補助金を返還したいと協議を求めてきた。都は9月3日付けで、文書により協議内容については同意すると回答し、補助金の返還請求を行った。公社は、平成15年9月4日付けで都に960万8,000円を返還した。

局は、平成14年度共同開発助成事業において不適正事例が発生したため、商工部内に商工部長を委員長とし、商工部、産業技術研究所及び公社の職員を構成員とする補助金事務改善検討委員会を平成15年8月22日に設置し、補助金事務の見直しを図った。

今後とも、局としては、公社の助成事業の指導強化を図ると共に、都の補助金についても適正に執行していくよう努めてまいりたい。

3 判 断

本件請求において請求人は、本件助成事業者の虚偽の申請に基づいて公社が本件助成金を交付したことから、都の公社に対する本件補助金の交付は違法・不当であると主張し、違約加算金相当分の納付及び本件補助金の返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認及び局の説明等に基づき判断する。

(1) 請求人が主張する虚偽申請の事実について

請求人が主張する本件助成事業者の虚偽申請の事実の有無について、公社（平成15年9月4日に実施）及び本件助成事業者（平成15年9月11日に実施）に対

する関係人調査の結果、関係資料の調査並びに局の説明から次の事実を確認した。

ア 「ダンベルピースは、営業用のサンプルであり、新製品・新技術とは無縁のものである。ダンベルピースが原材料でないことは、業界では常識なことである。」との主張について

(ア) 公社要綱別紙 1 に定める助成対象経費の経費区分において「原材料費・副資材費」の内容として、「試作品の構成部分又は実験用に消費される原料及び材料の購入に要する経費」とされていること。

(イ) 本件助成金交付申請書において、助成対象経費として原材料費・副資材費欄に、プラスチックダンベルピースと記載されていること。

(ウ) 関係人調査において、公社はダンベルピースを本件助成金の対象経費区分である「原材料費・副資材費」の副資材に該当するとして対象経費として認めたこと及びダンベルピースは日本工業規格で定めている引っ張り試験で使用されるものであると説明していること。

(エ) 助成事業実績報告書に添付されている契約書等の帳票類によると本件助成事業者は B 社とダンベルピースの売買契約を締結し、本件助成事業者に納品されていることが確認できること。

(オ) 関係人調査において公社は、本件助成事業者が、ダンベルピースを営業用のサンプルとして配布しているということの事実確認はできていないと説明していること。

(カ) 関係人調査において、本件助成事業者は、ダンベルピースはパルプモールドの抄型としての耐久性を確認するためのもので、新製品・新技術開発には必要なものであったと説明していること。

以上のことから、ダンベルピースにかかる請求人の主張を裏付けるに足りる事実は確認できなかった。

イ 請求人が虚偽であると主張するその他の事実について

公社要綱、本件助成金交付申請書及び助成事業実績報告書等を調査し、公社及び本件助成事業者に対する関係人調査並びに局の説明から、請求人の主張するその他の虚偽の事実について、請求人の主張を裏付けるに足りる事実は確認できなかった。

上記ア及びイのとおり請求人の主張を裏付けるに足りる事実は確認できなかったことから、違法・不当な補助金の交付及びこれに伴う違約加算金相当分の損害があるとまでは認められない。

(2) 請求人が主張する本件補助金の返還について

公社及び本件助成事業者に対する関係人調査の結果、関係資料の調査、並びに局の説明から次の事実を確認した。

ア 平成15年7月3日、本件助成事業者から本件助成金相当額が公社の銀行口座に振り込まれたこと。

イ 平成15年8月25日付内容証明郵便で、公社は上記アの理由を書面により回答するよう本件助成事業者に求めたこと。

ウ 平成15年8月26日付文書で本件助成事業者から公社に対し、平成14年度助成事業の取消決定通知の理由が承服しかねるものであること等から、公社への信頼感が喪失し、公社とのこれまでの関係を一切破棄したいこと等から本件助成金を返還する旨の回答があったこと。

エ 公社は本件助成事業者からの返還金について、助成金交付の辞退であると捉え、本件助成金の交付財源となった本件補助金のうち本件助成金相当額について、都に返還したい旨の協議を平成15年8月26日付15東中企総第825号により行ったこと。

オ 都は、上記公社の協議を受け、平成15年9月3日付15産労商創第438号により公社に対し、本件補助金のうち本件助成金相当額について返還請求を行ったこと。

カ 公社は、平成15年9月4日、本件補助金のうち本件助成金相当額960万8,000円を都に返還したこと。

以上のとおり、本件補助金のうち本件助成金相当額は既に都に返還されており、本件補助金については都に損害がないことが認められる。

4 結 論

(1) 結 論

請求人が主張する虚偽申請の事実があったことは確認できないこと及び本件補助金のうち本件助成金相当額は既に都に返還されており、損害はないことから、請求人の主張には理由がないものと認める。

(2) 意 見

公社は、平成14年度共同開発助成事業について、本件助成事業者に不正の疑いが生じたとして助成金の交付決定を取り消し、警察当局に告訴を行っている。この

ような状況を踏まえて、局は、都の補助金にかかる公社の助成事業が適正に行われるよう公社に対する指導を徹底するとともに、補助金交付にかかる審査機能の強化及び手続の見直しを図りたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

東京都および知事に関する監査請求書

要旨）

東京都は、（財）東京都中小企業振興公社に委託して、平成13年度「東京都中小企業助成金の新製品・新技術開発助成事業」を行っている。

本件（株）コンネットは、「新パルプモールド製造システムの研究開発」として申請し、金9,608,000円の補助金を受領した。

（開発費用の1/2。限度額は1,000万円）

しかし、多くの部分が虚偽申請であると関係者は告発する。その中でも原材料費として申請しているダンベル（ドイツEOS社PA-2200の製品、ダンベルの形をしている）は営業用のサンプルであり新製品・新技術開発とは無縁のものである。ダンベル代金として代金120万円は支払われている。

ダンベルが原材料でないことは、業界では常識なことであり、審査にあたった東京都産業技術研究所及び（財）東京都中小企業振興公社が容易に分かることである。

7月25日に、（財）東京都中小企業振興公社は、株式会社コンネットの平成14年度分の本件同様の助成金申請に関し、詐欺未遂で警視庁に刑事告訴した。

行革110番は上記平成14年度の詐欺未遂に関しても捜査に協力してきたが、平成13年度分は助成金が既に支払われており、損害賠償請求の為に本件監査請求を提出する。

措置請求理由）

株式会社コンネットに支払われた平成13年度本件助成金（補助金）は、事業の趣旨に反するものであり、（財）東京都中小企業振興公社に対し返還請求権を行使することを求める。

措置請求）

平成13年度東京都が（財）東京都中小企業振興公社に委託した平成13年度「東京都中小企業助成金の新製品・新技術開発助成事業」のうち、株式会社コンネットが申請した文書・資料・成果を精査し直し、支払われた助成金の不適正な部分について、課徴金を過算して返還させることを求める。

陳述書

< 監査期間の正当性について >

平成15年4月、コンネット事件の内部情報が請求人に届けられた。

上記事件は、株式会社コンネットが申請した「平成13年度新製品新技術開発助成事業、平成14年度産学公連携助成事業」の2件である。

当初、請求人は、平成14年度について独自調査を行い、警視庁万世橋署、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「振興公社」という。）にも情報を提供した。万世橋署は、同年7月25日、振興公社からの詐欺未遂の告訴を正式に受理した。

請求人は、平成14年度事件と平行して、本件平成13年度の補助金請求について調査を進めた。しかし、本件は、振興公社が詐欺未遂で告訴した平成14年度の事件と同様、事実を隠ぺいし、本件助成事業の趣旨を逸脱した申請・報告であり、振興公社のチェックでも解明する事が出来なかった。

上記のごとく、本件は秘密裏に行われたものであり、請求人が知る事ができなかったのは当然である。請求人が知ったのは本年4月、そして、調査を行い事実を確認したのが本年7月、本件監査請求を行ったのが7月28日である。

よって、本件監査請求は1年を経過しているが、正当な理由があり、監査請求は適法である

< 主張の追加 >

1) コンネットに関する情報

本件は請求人が主張している「ダンベルピース」だけではなく、以下の申請に対しても不正の事実があるとの情報を得ているので、返還を求める。

原材料・・・パルプモールドは単価が高すぎ事実と反する。

機械設備・・・パソコンは当時北星に納入されたものではない。

ソフトはEOSINT-Pなどの基本的なソフトであり、本件助成事業の対象に当たらない。

外注費・・・ソフトも北星が作成していない。

上記事実に関し「企業秘密」として非公開とされている部分がおおく、請求人は独自調査で解明した不適正な部分を、現在詳細に証明することができないのが残念だ。

監査委員は非公開部分を詳細に調査し、請求人の情報と照合し不適正な部分を返還させ

るよう求める。

2) コンネットと北星の関係

本件助成事業対象の取引が、関係会社・関連会社で行われると不正の温床になりかねないことを危惧して、排除する、とされている。

しかし、本件支払の多くはコンネットの関連会社に支払われている事実があるばかりではなく、北星には、コンネット社長が役員として在籍し、北星はコンネットの株を保有している。

これらの事実は、申請時に調査すれば分かることであり、振興公社のチェックのずさんな体質が明白である。

よって、振興公社の責任は重大である。

3) よって、本件補助事業として振興公社に支出したうち、コンネットに補助金として支出した金9,608,000円を振興公社より返還させるよう求める。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

ア 平成14年3月28日付平成13年度中小企業技術開発等助成金完了検査報告書の写し

イ 助成金算定表(本件助成事業者分)の写し

ウ 平成15年7月28日付請求人作成の陳述書

エ 平成15年7月26日付朝日新聞記事の抜粋の写し